

## 伊賀市結婚支援の取組検討ワークショップ等業務委託 仕様書

### 1 業務名

伊賀市結婚支援の取組検討ワークショップ等業務委託

### 2 目的

伊賀市が総合的な結婚支援の実施計画を策定するにあたり、地域の若者が集まり議論していただく場を設定し、結婚について考えるきっかけづくりへの取り組みや、地域で若者が豊かに生活を送る上での課題などをテーマとした「地域住民による結婚支援の取組検討ワークショップ」を開催し、結婚支援のしくみや方法などに対するニーズ調査を行い、資料としてまとめるものである。

### 3 業務委託の期間

契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで

### 4 業務内容

事業目的の達成に向け、下記(1)から(2)に掲げる業務を行う。

#### (1) 地域住民による結婚支援の取組検討ワークショップの開催支援

地域で若者が豊かに結婚生活を送る上での課題や地域が持つ潜在的な魅力などをテーマとし、結婚について考えるきっかけとなるようなセミナーも取り入れながら、地域の若者に議論していただく場として、ワークショップを 4 回開催する。

ただし、4 回中 1 回は伊賀市シティプロモーション推進等業務において開催する「まちづくりラウンドテーブル(平成 30 年 1 月開催予定)」と合同開催とするため、当該業務受託業者と連携し事業にあたること。

実施例(以下を参考として事業者の提案による。)

#### ア 開催時期

- ・ 第 1 回：平成 29 年 10 月頃
- ・ 第 2 回：平成 29 年 11 月頃
- ・ 第 3 回：平成 29 年 12 月頃
- ・ 開催時期については、想定する参加対象に応じて、対象者が参加しやすいよう配慮した曜日や時間等を受託事業者より提案のうえ、市と協議し決定する。

#### イ 開催場所

- ・ 未定【受託者の提案による】
- ・ 市の施設を使用する場合の会場使用料は原則不要とするが、他の施設等を使用する場合に発生する会場使用料は受託事業者が負担すること。

#### ウ 対象者

- ・第1回：20歳から40歳までの者
- 第2回：18歳から45歳までの者
- 第3回：20歳から40歳までの者（未婚者のみ）
- ・いずれの回も市民だけでなく、伊賀市にゆかりのある市外在住者（伊賀市出身者、市内企業等の在勤者など）の積極的な参加を促すものであること。

#### エ 募集人数

- ・各回20名程度

#### 運営・調整

- ・イベント内容の企画立案、年間スケジュール、関係機関及び関係者との調整、当日の進行管理、ファシリテーションなど一切の業務を行うこと。
- ・業務の評価や新たなアイデアの募集等のため、参加者アンケートの配付及び回収を行うこと。

#### 広報・募集

- ・イベントに対する参加意欲を引き起こすよう市と協力して参加募集を行うこと。
- ・広報原案の作成やPRの選定など、広く周知されるよう市と協力して広報業務を実施すること。
- ・問い合わせ窓口の設置、申込の受付、参加者への通知、出欠確認など申込者及び参加者の管理にかかる一切の業務を行うこと。

#### 報告

- ・イベント概要、アンケート集計結果等を踏まえ、下記(2)の事業実施計画提案資料に活用できるようアイデア等を整理した報告書を作成すること。

#### (2) ワークショップの結果に基づく総合的な結婚支援に係る事業実施計画提案資料の作成

(1)で出た意見やアイデア等の実現に向け、三重県が「出逢い支援実施計画策定および市町連携促進事業」に基づき実施する調査の結果（平成29年10月頃公表予定）も踏まえ、総合的な結婚支援に係る事業実施計画提案資料の作成を行うこと。

#### 内容

- ・提案資料にはワークショップの結果等に基づき、市だけでなく、企業や団体、商工会議所、商工会等との有機的な連携について具体的な内容を示すこと。

#### 5 事業費

上限 1,817,208円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 6 留意事項

(1) 受託事業者は、市と協議のうえ、契約後すみやかに業務全体の工程表を提出するこ

- と。業務の進捗状況などについては、適宜報告し、必要に応じて打合せ等を行い、報告書等を提出すること。また、打合せを実施した際には、打合せ記録を提出すること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関して中間報告や打合せ等について連絡があった場合、直ちに対応するものとする。また、本業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、業務を円滑に進めるものとする。
  - (3) 本仕様書に定める業務にかかる消耗品や運営に関する経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
  - (4) 本仕様書に定める広報・募集（4-(1)- ）にかかる当市の協力内容は、市広報及び市ホームページへの掲載、案内チラシの配布とする。
  - (5) 本仕様書に定める業務にかかる施設利用について、当市施設を使用する場合、本事業の実施に当たり優先的に予約を行えるが、施設の予約状況により利用できない場合があるものとする。
  - (6) ワークショップの参加費用は無料とする。ただし、ワークショップの内容により、参加費以外に経費が発生する場合は、参加者から徴収できるものとする。
  - (7) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託事業者が責任をもって対処すること。

## 7 成果物

- (1) 地域住民による結婚支援の取組検討ワークショップの開催支援  
募集用・周知用チラシ  
報告書（イベントを撮影した映像、写真等を含む）  
【納品方法】  
については、ワークショップの開催ごとにA4サイズで1,250枚納品すること。  
また、別途PDFデータにて納品も行うこと。  
については、紙媒体、CDやDVD等の電子媒体で各1部納品すること。  
【納品時期】  
については、ワークショップ開催予定日の1ヶ月前までとする。  
については、平成30年2月14日までとする。
- (2) ワークショップの結果等に基づく総合的な結婚支援に係る事業実施計画提案資料の作成  
総合的な結婚支援に係る事業実施計画提案資料の作成  
【納品方法】  
紙媒体（白黒印刷）で簡易製本のうえ20部、CDやDVD等の電子媒体で1部納品すること。  
電子媒体へ保存するデータについては、Microsoft Word 2010にて作成すること。

## 8 成果物の利用及び著作権

- (1) 成果品及び成果品制作のために撮影した映像素材の著作権については、すべて市に帰属する。
- (2) 市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託事業者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

## 9 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (2) 業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に市に書面で通知しなければならない。

### (3) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号）及び同条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 19 号）を遵守するとともに、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (5) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

### (6) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託事業者とが協議して定めるものとする。